

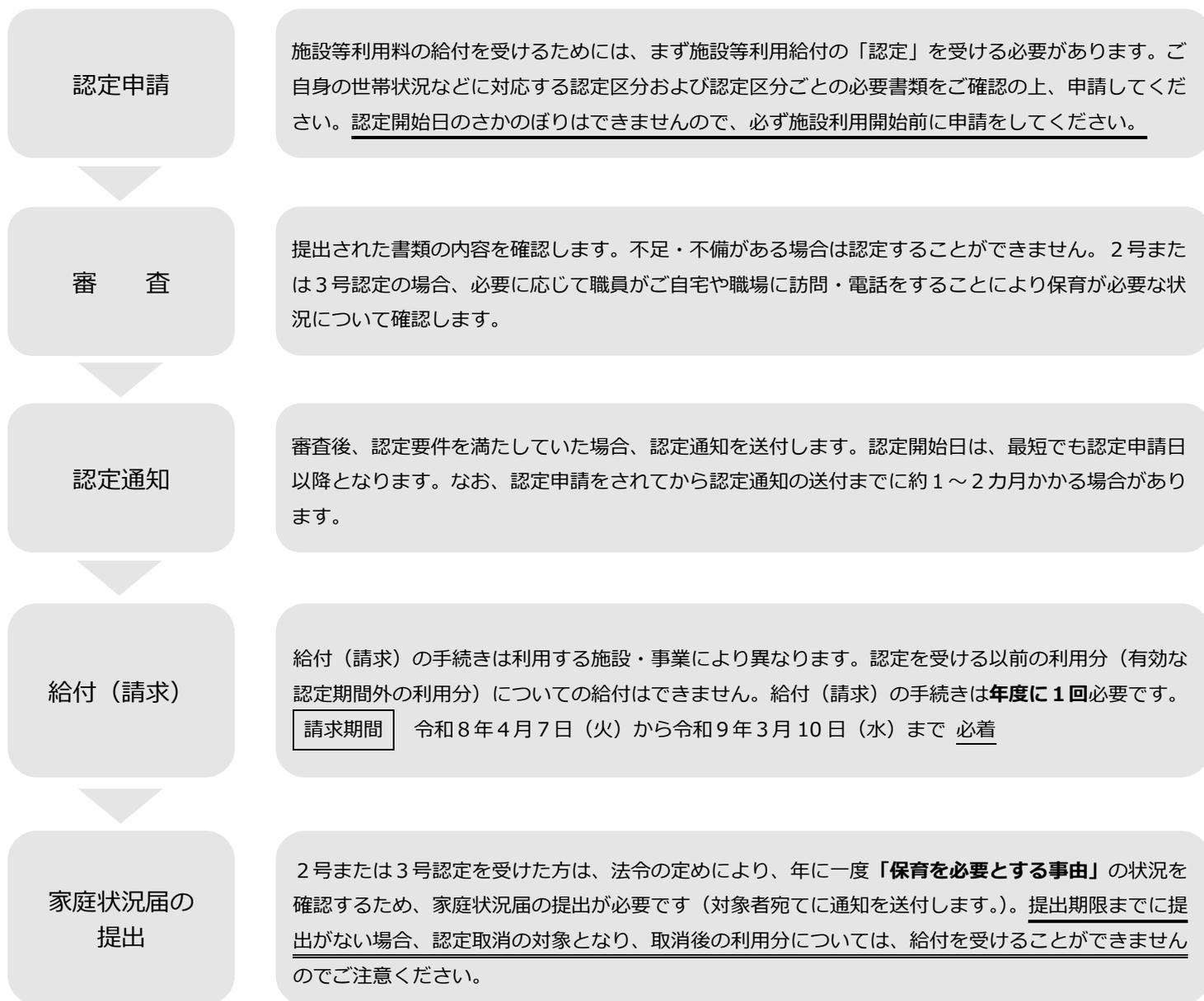
〈目次〉

1 認定申請から給付（請求）までの流れについて	… 1
2 認定の要件および認定申請書類の提出方法について	… 2
3 世帯の状況や利用施設・事業ごとの必要となる認定区分などについて	… 3
4 認定申請の必要書類について	… 5
① ◇子育てのための施設等利用給付認定申請書	… 6
② 「保育を必要とする事由」が確認できる書類	… 6
③ ご家族に関する書類	… 7
④ 住民税が非課税であることを証明する書類	… 7
⑤ 個人番号（マイナンバー）・本人確認書類	… 8
⑥ ◇施設等利用給付認定 提出書類等チェックシート	… 8
5 認定の有効期間について	… 9
① 新たに就労を開始する場合の認定申請について	… 10
② 育児休業から復職する場合の認定申請について	… 10
③ 求職活動中の場合の認定申請について	… 10
④ 育児休業中の場合の認定申請について	… 11
6 認定後に変更が生じた場合の手続きについて	… 13
7 認定の継続手続き（家庭状況届）について	… 14
8 給付（請求）の手続きについて	… 15
9 Q&A 集	… 17
10 記入例	… 21



1 認定申請から給付（請求）までの流れについて

施設等利用給付の認定申請から給付（請求）までの流れについては以下のとおりです。



主な年間スケジュール

4月1日認定開始希望分を除き、認定申請および認定内容の変更は随時受け付けています。

年度 月	令和7年度			令和8年度												令和9年度	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
認定申請受付（令和8年4月1日認定開始希望分）			→														
認定申請受付（上記以外）【随時受付】	→																
認定内容の変更 【随時受付】	→																
令和8年度家庭状況届				→													
給付（請求）手続き（令和8年4月7日～令和9年3月10日）					→												
支給予定日									★					★			★

なお、スケジュールは目安のため、変更となる場合があります。

2 認定の要件および認定申請書類の提出方法について

認定の要件について

「3 世帯の状況や利用施設・事業ごとの必要となる認定区分などについて（P3）」を参考に必要な認定区分について認定申請を行ってください。

認定区分ごとに下表の「具体的な条件」をすべて満たす場合のみ、認定申請を受け付けています。

2号または3号認定の場合、「保育を必要とする事由」について審査を行い認定の可否を判断しますので、必ず認定されるものではありません。

一度認定されても要件を満たさなくなったときは認定終了となります。「5 認定の有効期間について」「6 認定後の手続きについて」「7 認定の継続手続き（家庭状況届）について」を併せてご確認ください。

認定区分	要件	具体的な条件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであつて、2号認定・3号認定以外の子ども	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業の利用日に児童が中央区民であること 満3歳以上の児童であること
2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもで、保護者の就労や疾病などの事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業の利用日に児童が中央区民であること 3～5歳児クラス該当児であること 「保育を必要とする事由」に該当していること
3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までにある小学校就学前子どもで、保護者の就労や疾病などの事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である 住民税非課税世帯 の子ども	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業の利用日に児童が中央区民であること 0～2歳児クラス該当児であること 住民税非課税世帯であること 「保育を必要とする事由」に該当していること

認定申請書類の提出方法について

◆申請者が直接、中央区にご提出ください。（※在園する施設経由での提出はご遠慮ください。）

●**窓口で申請をする場合（受付時間：午前8時30分～午後5時〔土日・祝日・年末年始を除く。〕）**

中央区役所 6階保育課保育入園係、日本橋・月島・晴海特別出張所

◎ 区内の「東京都認証保育所」を利用している場合のみ在園施設への提出も可能です。

●**郵送で申請をする場合**

〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所 保育課保育入園係 宛

◎ 郵送の場合は提出期限必着となります。また、郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などをご利用ください。なお、郵便事故に関しての責任は負いかねます。

●**電子申請をする場合**

電子申請をする場合、右の二次元コード（中央区ホームページID：17313）の「子育てのための施設等利用給付認定申請」から行ってください。



電子申請は
こちら

◎ 認定開始を希望する日までに認定申請を行ってください。令和8年4月1日から認定を希望する場合は令和8年4月1日までに認定申請を行ってください。認定開始日を認定申請日以前に遡ることはできません。

◎ FAX・メールでの提出は受け付けていませんのでご注意ください。

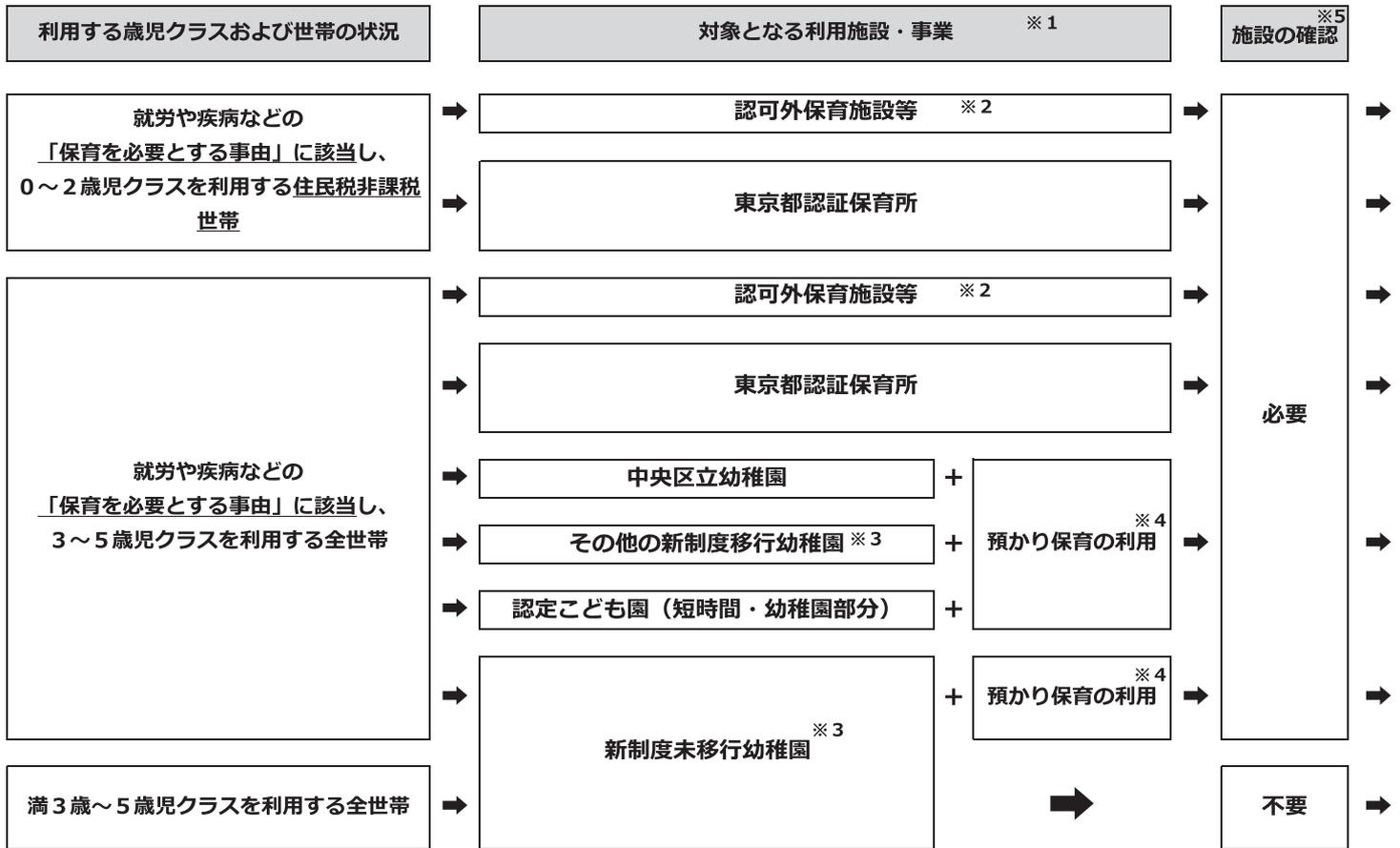
◎ 提出方法により、個人番号（マイナンバー）および本人確認の方法が異なりますのでご注意ください。

◎ 請求方法については「8 給付（請求）の手続きについて（P15）」をご確認ください。

◎ 不足書類があった場合等に、お電話のほか、SMS（ショートメッセージサービス）によりご連絡する場合があります。

3 世帯の状況や利用施設・事業ごとの必要となる認定区分などについて

お子さんの歳児クラス、世帯の状況および利用施設・事業により、必要となる認定区分などが異なります。ご自身の世帯および利用施設・事業の組み合わせから、該当する認定区分などをご確認ください。



※1 対象となる利用施設・事業 について

認可保育所、認定こども園（一時預かり事業を除く。）および地域型保育事業については、利用料が無料のため、本給付の対象外です。また、認可外保育施設のうち企業主導型保育事業についても、本給付の対象外です。

なお、上記の施設・事業に加えて認可外保育施設等を利用する場合、当該認可外保育施設等の利用費についても給付の対象外です。

※2 認可外保育施設等 について

認可外保育施設（東京都認証保育所および企業主導型保育事業を除く。）、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

「〇〇幼稚園」の名称を使用している施設など、学校教育法に規定する「幼稚園」に該当しない施設はこの区分になります。

居宅訪問型保育事業およびファミリー・サポート・センター事業については、送迎のみの利用日分は給付対象外です。

同じ「無償化の確認を受けている施設」の中でも、利用しているコースによって無償化の対象とならない場合があります。詳しくは施設にご確認ください。

※3 新制度移行幼稚園および未移行幼稚園 について

幼稚園は、子ども・子育て支援新制度に「移行している園」と「移行していない園」に分けられます。ご利用の施設がどちらに該当するかについては、施設にご確認ください。

※4 預かり保育の利用 について

利用している施設が預かり保育を実施していない場合または「預かり保育の実施時間数等が十分な水準でない場合」に限り、認可外保育施設等の利用も預かり保育として給付の対象となります。

◎ 「預かり保育の実施時間数等が十分な水準でない場合」とは、教育時間を含む平日の預かり保育の実施時間数が8時間未満または開所日数が200日未満の幼稚園などをいいます。該当するかは利用施設にご確認ください。

◎ 区内のすべての幼稚園・認定こども園（短時間・幼稚園部分）について、「預かり保育の実施時間数等が十分な水準でない場合」に該当しません。

給付上限額 ※6	必要となる認定区分
→ 月額42,000円	3号認定 ◎保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。 ◎住民税が非課税であることを証明する書類の提出が必要な場合があります。
中央区認証保育所保育料補助内での給付となります。 給付内容等の詳細は「認証保育所保育料補助金のおしらせ」冊子または区のホームページの「認証保育所保育料の補助」のページをご確認ください。	
→ 月額37,000円	2号認定 ◎保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。
中央区認証保育所保育料補助内での給付となります。 給付内容等の詳細は「認証保育所保育料補助金のおしらせ」冊子または区のホームページの「認証保育所保育料の補助」のページをご確認ください。	
450円×預かり保育利用日数（月額最大11,300円） ◎区立幼稚園等の新制度移行幼稚園または認定こども園の利用料は無料のため、預かり保育の利用分のみが給付対象となります。	
※7 月額25,700円 + (450円×預かり保育利用日数 [月額最大11,300円]) ◎幼稚園の利用料および預かり保育の利用料のいずれも給付の対象となります。	1号認定
→ 月額25,700円 ※7	

※5 施設の確認 について

利用施設・事業が、利用日の時点で、自治体から無償化に伴う「確認」を受けている場合に限り、給付を受けることができます。利用施設・事業が「確認」を受けた日より前に利用した分については、給付を受けることができません。

利用施設・事業の「確認」を受けているかどうかについては、施設・事業の所在する自治体のホームページなどでご確認ください。

※6 給付上限額 について

給付上限額は令和8年1月現在の金額です。今後制度の改定により上限額に変更が生じる場合があります。詳しくは、区ホームページをご確認ください。

※7 新制度未移行幼稚園の無償となる利用料の上限額 について

新制度未移行幼稚園のうち国立大学付属幼稚園は月額8,700円、国立大学付属特別支援学校幼稚部は月額4,000円になります。

満3歳になった日から幼稚園を利用する場合の給付について

幼稚園については、歳児クラスにかかわらず、入園できる時期に合わせて満3歳になった日から給付の対象となります。ただし、預かり保育については、就労や疾病などの「保育を必要とする事由」に該当する住民税非課税世帯のみ給付の対象となります。対象の方は「3号認定」の申請が必要です。

「3号認定」を受けて預かり保育を利用する場合、満3歳になった日から満3歳以後最初の3月31日までの無償となる利用料の上限額は「450円×預かり保育利用日数（月額最大16,300円）※6」になります。

4 認定申請の必要書類について

希望する認定区分により、必要書類が異なります。下表から該当する書類を提出してください。
また、申請後、申請内容に変更がある場合はその都度必ず届け出てください。(P13 参照)

必要書類	必要な方
① ◇子育てのための施設等利用給付認定申請書	全員
② 「保育を必要とする事由」が確認できる書類	2号または3号認定を申請する方
③ ご家族に関する書類	2号または3号認定を申請する ひとり親家庭の方
④ 住民税が非課税であることを証明する書類	3号認定を申請する方で、要件に該当する方
⑤ 個人番号（マイナンバー）・本人確認書類	全員
⑥ ◇施設等利用給付認定 提出書類等チェックシート	全員

- ◎ 2号または3号認定を申請する方は②の書類を必ず提出してください。書類に不備がある場合は認定ができません。認定開始を希望する日までに②の書類が揃わない場合は、①、⑤、⑥の書類のみの提出であっても認定申請を受け付けすることができます。ただし、申請日から2週間以内に②の書類の提出がないときは、申請が無効となりますのでご注意ください。提出された書類に不備があった場合も同様です。
- ◎ 2号または3号認定を申請するひとり親家庭の方は③の書類を必ず提出してください。
- ◎ 3号認定を申請する方は、要件をご確認のうえ、④の書類を提出してください。住民税が課税されていない世帯であっても海外での収入がある場合は審査対象となりますのでご注意ください。

「◇」の書類は区のホームページからダウンロードできます。



ページ ID : 4812



① ◇子育てのための施設等利用給付認定申請書

記入例がありますので、ご確認の上、記入してください。(P21 参照)

② 「保育を必要とする事由」が確認できる書類（2号または3号認定を申請する方）

「保育を必要とする事由」により、必要書類が異なります。下表から該当する書類を提出してください。

提出対象者：保護者全員分

有効期間：認定開始希望日から6カ月以内に発行された書類

(例) 令和8年4月1日認定開始希望→令和7年10月1日以降に発行されたものが有効

保育を必要とする事由	必要書類
就労 月48時間以上 従業員の方	◇就労証明書 ・区指定の書式で作成するよう就労先に依頼すること ・就労先が複数あり、1カ所で月48時間に満たない場合は、就労先それぞれについて提出すること
就労 月48時間以上 (・役員 ・自営業主 ・自営業専従者 ・家族従業者 ・業務委託)	①◇就労証明書 ②事業を営んでいることを証明する書類(営業証明) ・①は区指定の書式で作成すること ・①は保護者が代表者である場合、保護者自身が記入すること ・②について次ページをご確認ください。 ・就労先が複数あり、1カ所で月48時間に満たない場合は、就労先それぞれについて提出すること
妊娠・出産	母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページの写し)
育児休業	①◇就労証明書 ②◇受託証明書 ③◇育児休業届 ④母子健康手帳の写し(表紙と出生届出済の証明があるページの写し) ・産前産後休暇・育児休業開始日より前に施設の利用を開始していた場合に限り、対象(P11参照)
疾病・負傷・障害	診断書の写し ・病名、症状、回復見込み、日中にお子さんの保育が必要である旨が記載されていること
介護・看護 (常時) (原則として同居の 親族が対象)	①◇介護・看護に関する申立書 ②介護・看護が必要な状況がわかる書類 (診断書の写し、介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し(両面)、ケアプラン(介護サービス計画書)など)
災害復旧	り災証明書 ・区にお問い合わせください。
求職活動	①◇求職活動状況申立書 ②求職活動中であることが客観的に確認できる次のいずれかの書類 ア ハローワーク受付票 イ その他就労支援サービスの登録証 ウ インターネット求人情報サイトの個人情報登録画面および申込履歴画面 ・②は氏名や住所などが記載されていること
学校等に在学・ 職業訓練 月48時間以上	①◇在学証明書 ②学生証の写し ・①は区指定の書式で作成するよう在学先に依頼すること ・在学先または訓練先は、学校教育法、職業能力開発促進法または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律規定のものに限る

◎「◇」の必要書類については、区の書式をご利用ください。(P5参照)

※自営業主などの方が「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」

下表の A グループ（事業の概要が確認できる書類）と B グループ（継続的に働いていることが確認できる書類）の中から、それぞれ提出可能なものを 1 種類ずつお選びいただき、写しを提出してください。

事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）	
A グループ	B グループ
事業の概要を確認できる書類	継続的に働いていることが確認できる書類 〔直近 3 カ月分を提出してください。 育児休業から復職する方は産前産後休暇・育児休業前の 3 カ月分です。〕
<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・営業許可証などの事業の許可証 ・税務署へ提出した開業届出書・青色申告承認申請書（受領印があるもの） ◎ 電子申請の場合は、届出書と併せて受信通知など税務署が受理したことを確認できる書類の提出が必要です。 ・事業の名称・所在地・内容などがわかるパンフレットやホームページなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿、通勤記録など ・給与（報酬）明細書、賃金台帳、振込口座の通帳またはネットバンキング（名義と振込のページ）など <p><自身が個人事業主・経営者の方は以下でも可></p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業に伴う契約書、納品書、請求書、領収書など ◎ 契約先、取引先の機密情報はマスキング（黒で塗りつぶすこと）可

③ ご家族に関する書類（2号または3号認定を申請するひとり親家庭の方）

ひとり親家庭の方は、下表から該当する書類の写しをいずれか 1 つ提出してください。

有効期間：認定開始希望日から 6 カ月以内に発行された書類

（例）令和 8 年 4 月 1 日認定開始希望 → 令和 7 年 10 月 1 日以降に発行されたものが有効

①戸籍全部事項証明書（受理証明書）	
②児童扶養手当証書	
③ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）医療証	
④児童育成手当認定通知書	
⑤児童育成手当受給者証明書	◎発行依頼先：子ども子育て支援課子育て給付係 03(3546)5350・5351
⑥事件係属証明書（調停期日通知書）	◎調停期日通知書は、調停が係属中と判断できる書類に限ります。
⑦大使館発行の独身証明書（和訳されたもの）	

④ 住民税が非課税であることを証明する書類（3号認定を申請する方）

下表から保護者全員分の該当する書類を提出してください。海外に住所を有していた場合でも収入から課税額を算出し、住民税非課税世帯に該当するか審査を行います。

認定希望期間	要件	証明書類
令和 8 年度 4 月～8 月認定希望 （9 月以降も認定を希望する場合は、下欄の書類も提出してください。）	中央区外に住民登録がある方	令和 7 年度住民税非課税証明書 ※令和 7 年 1 月 1 日現在、住民登録のある区市町村で発行
	令和 7 年 1 月 1 日現在、 日本に住民登録がない方	①令和 6 年 1 月～12 月の「◇年間収入申告書」 ②会社発行の給与支給証明書など
令和 8 年度 9 月～3 月認定希望	中央区外に住民登録がある方	令和 8 年度住民税非課税証明書 ※令和 8 年 1 月 1 日現在、住民登録のある区市町村で発行
	令和 8 年 1 月 1 日現在、 日本に住民登録がない方	①令和 7 年 1 月～12 月の「◇年間収入申告書」 ②会社発行の給与支給証明書など

※要件に該当しない方は、提出不要です。

⑤ 個人番号（マイナンバー）・本人確認書類（代表して申請される方の分のみ必要です。）

申請者（保護者のうちいずれか）の個人番号確認書類および本人確認書類をご準備ください。

<窓口で申請する場合> 窓口で提示

<郵送で申請する場合> 写しを同封（「◇施設等利用給付認定申請の本人確認書類等 添付台紙」をご利用ください。）

「個人番号（マイナンバー）確認」書類	個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書
「本人確認」書類	<p>【顔写真付証明書】（以下のうち1種類必要です。）</p> <p>個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書 など</p> <p>【顔写真なし証明書】（以下のうち2種類必要です。）</p> <p>健康保険の資格確認書、健康保険日雇特例被保険者手帳、介護保険被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書 など</p> <p>◎ 郵送などで写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等をマスキング（黒で塗りつぶすこと）した上で提出してください。</p> <p>◎ 被保険者証（国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療）、組合員証（共済組合等）については、令和7年12月2日以降、本人確認書類として使用できません。</p>

◎保護者（父母）以外の方が申請をする場合は、以下の書類を提出してください。

- ・代理権の確認書類（「◇委任状」）
- ・申請者（保護者のうちいずれか）の番号確認書類（個人番号カードまたは上記表の(1)個人番号確認書類のうち、いずれか1つ）
- ・代理人の本人確認書類（上記表の(2)本人確認書類を参照）

⑥ ◇施設等利用給付認定 提出書類等チェックシート

本シートは、提出書類に不備が生じないよう確認するシートです。

必要書類を確認し、認定申請書などの書類と併せて本シートを提出してください。



5 認定の有効期間について

2号または3号認定の有効期間は「保育を必要とする事由」により異なります。

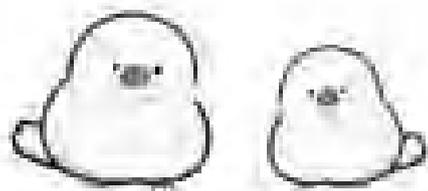
認定後に「保育を必要とする事由」が変更となる方は、変更前の認定期間が終了する前に手続きが必要となります。(P13 参照)「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に必要書類を添付の上、提出してください。

認定期間終了後に再度の認定を希望する場合は、改めて認定申請書などの提出が必要となります。この場合、次の認定開始日は最短でも再度の申請があった日からとなります。当初の認定期間終了日から再度の認定申請日までの間をさかのぼって認定することはできませんのでご注意ください。

保育を必要とする事由	認定期間 始期	認定期間 終期
就労 月 48 時間以上	仕事を開始する日 または復職する日	仕事をやめた日または産前産後休暇・育児休業を取得する日の前日 ◎ <u>審査により短期間の認定となる場合があります。</u>
妊娠・出産	出産予定月の2カ月前の月の初日	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日
育児休業	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の翌月の初日	下の子が1歳に達する年度の末日 または育児休業から復職した日の前日 ◎ 「育児休業中の場合の認定申請について (P11)」も併せてご確認ください。
疾病・負傷・障害	疾病・負傷の診断や障害者手帳の交付を受けた日	疾病・負傷が治癒した日
介護・看護	同居の親族を介護・看護し始めた日	介護・看護が不要となった日
災害復旧	被災した日	復旧が完了した日
求職活動	求職活動を開始する日	開始日から3カ月が経過する日が属する月の末日または就労を開始した日の前日 ◎ 「求職活動中の場合の認定申請について (P11)」も併せてご確認ください。
学校等に在学・ 職業訓練 月 48 時間以上	学業・訓練を始める日	学業・訓練を卒業またはやめた日

◎ 認定の有効期間が終了した場合、以後の期間は施設を利用していたとしても認定がないため、給付対象外となります。「妊娠・出産」や「求職活動」など認定期間が短い事由の方は、特にご注意ください。

◎ 「保育を必要とする事由」が両親で異なる場合は、原則として有効期間が短い方の事由での認定となります。



① 新たに就労を開始する場合の認定申請について

新たに就労を開始する場合、就労開始から2週間以内に申請していただくことで、例外的に就労開始日にさかのぼって認定します。添付いただく就労証明書については、就労を開始していることと、就労日が記載されていることが必要となります。

就労証明書の「7 就労実績」欄には将来の見込みをご記載いただき、自営業主などの場合、「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」のうち B グループの書類（継続的に働いていることが確認できる書類）については、申請時点では提出不要です（追ってご提出いただくこととなります）。

※就労実績等の確認ができないため、短期間の認定となる場合があります。認定延長のお手続きにつきましては、認定通知書に同封する文書をご確認ください。

② 育児休業から復職する場合の認定申請について

育児休業から復職する場合、復職から2週間以内に申請していただくことで、例外的に復職日にさかのぼって認定します。添付いただく就労証明書については、復職済みであることと、復職日が記載されていることが必要となります。

就労証明書の「7 就労実績」欄には産前産後休暇・育児休業前の実績をご記載いただき、自営業主などの場合、「事業を営んでいることを証明する書類（営業証明）」のうち B グループの書類（継続的に働いていることが確認できる書類）については、産前産後休暇・育児休業前のものご提出ください。

③ 求職活動中の場合の認定申請について

「求職活動」としての認定は当該年度内に一度のみ、認定期間は最長3カ月（開始日から3カ月が経過する日が属する月の末日まで）（※年度末までの期間に限ります。）となります。「求職活動」での認定期間終了後も引き続き認定を希望する場合には、「就労」認定等に切り替える必要があります。（※「求職活動」認定の延長はできません。）

この場合、認定期間内に月48時間以上の就労を開始して「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および「◇就労証明書」を提出してください。

「求職活動」での認定対象となる方は、求職活動中の方に限ります。「今後、求職活動を予定している方」は対象となりません。求職活動内容を確認するために「求職活動中であることが客観的に確認できる書類（P6参照）」の提出が必要となります。



④ 育児休業中の場合の認定申請について

「育児休業」認定は、認定を希望する児童（以下「上の子」という。）が認可外保育施設等を継続的に利用しており「施設の利用開始日」が「育児休業の対象となる児童（以下「下の子」という。）の産前産後休暇・育児休業開始日」より前（※）であることが条件となります。上の子の施設の利用開始日を確認するため、「◇受託証明書」の提出が必要です。

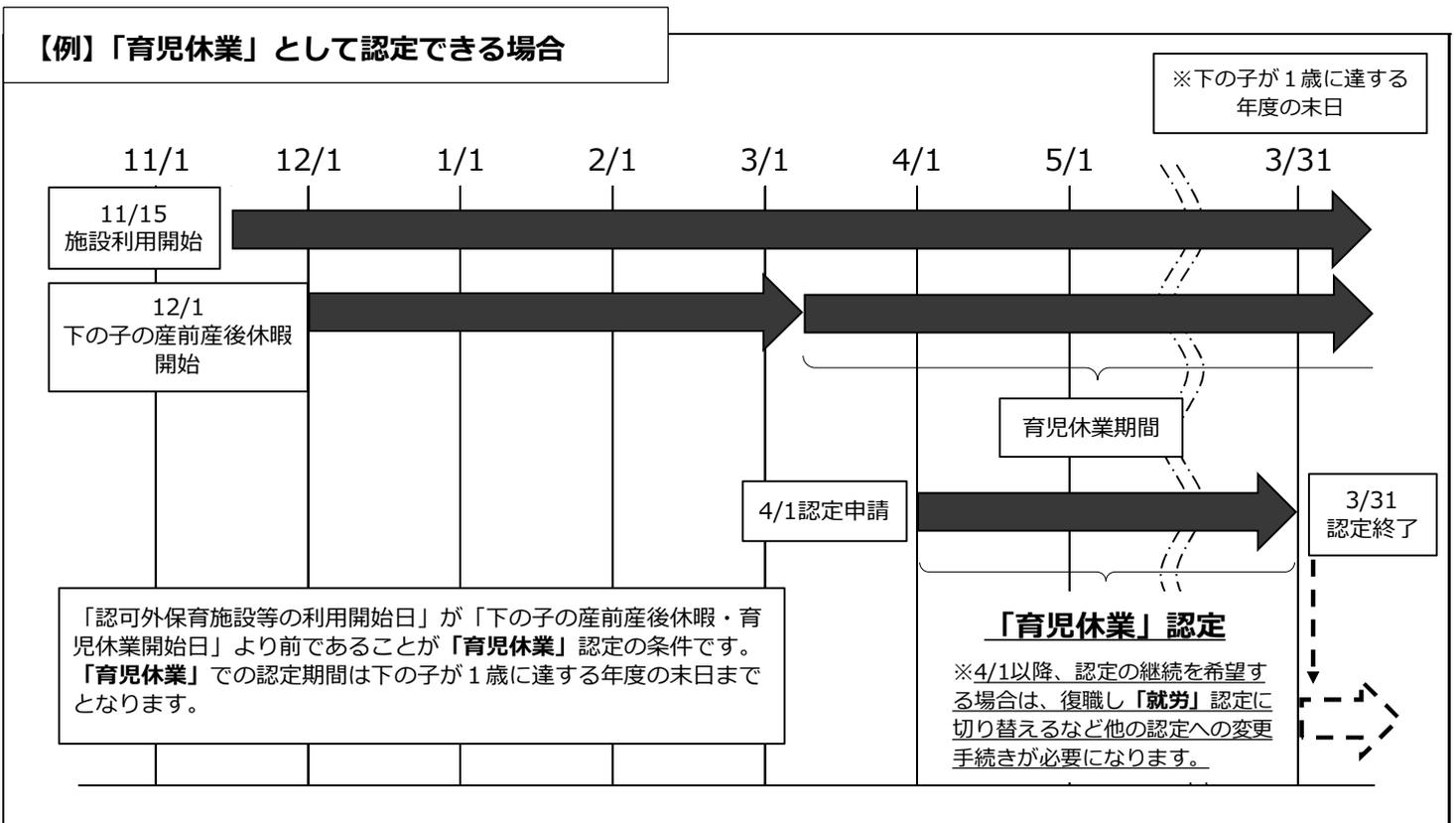
また、現在「就労」認定で認可外保育施設等を継続的に利用している児童の保護者が出産し、新たに下の子の育児休業を取得する場合も、上の子の認定を「就労」から「育児休業」に変更する必要があります。

「育児休業」による認定期間は、下の子が1歳に達する年度の末日までとなります。それ以降も認定を継続するためには、認定期間終了日までに「育児休業」以外の認定へ変更する手続きを行う必要があります。

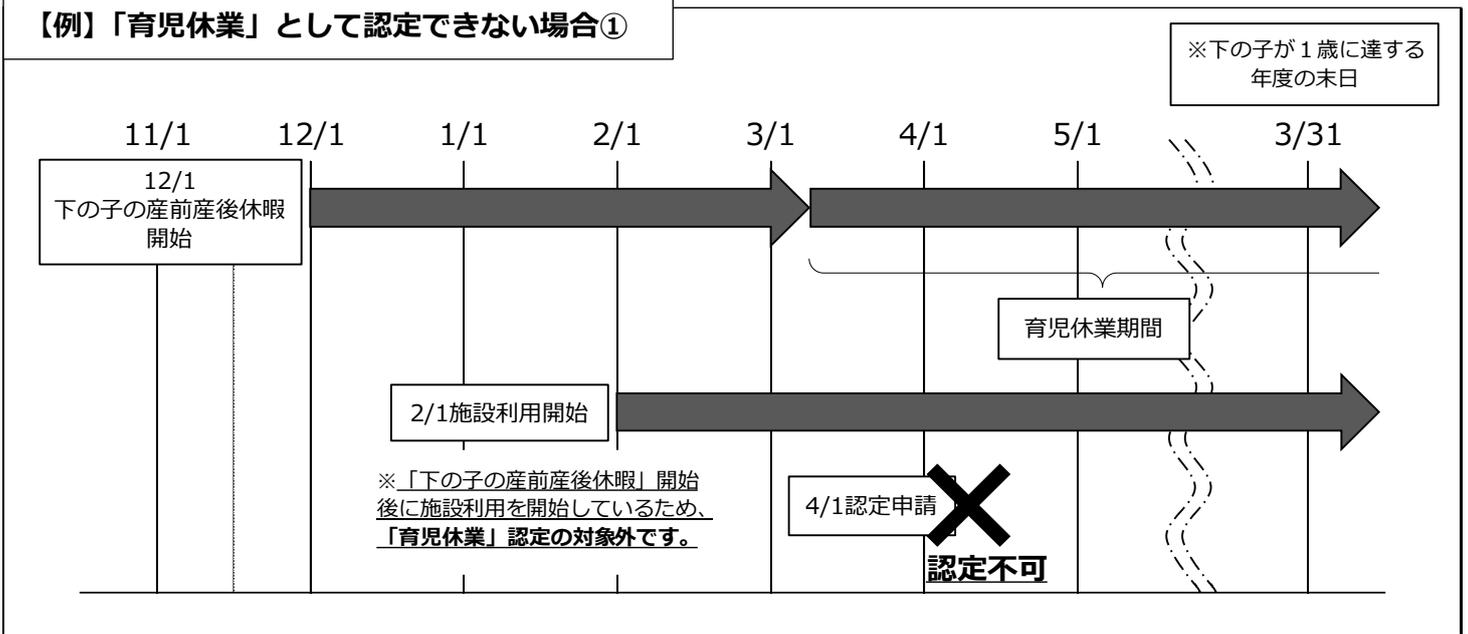
なお、特例として、下の子が認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所への入所の理由で4月中に復職する場合に限り、復職日の前日まで「育児休業」で認定します。

※産前産後休暇を伴う育児休業である場合は産前産後休暇開始日より前、伴わない育児休業の場合は育児休業開始日より前であることが条件となります。

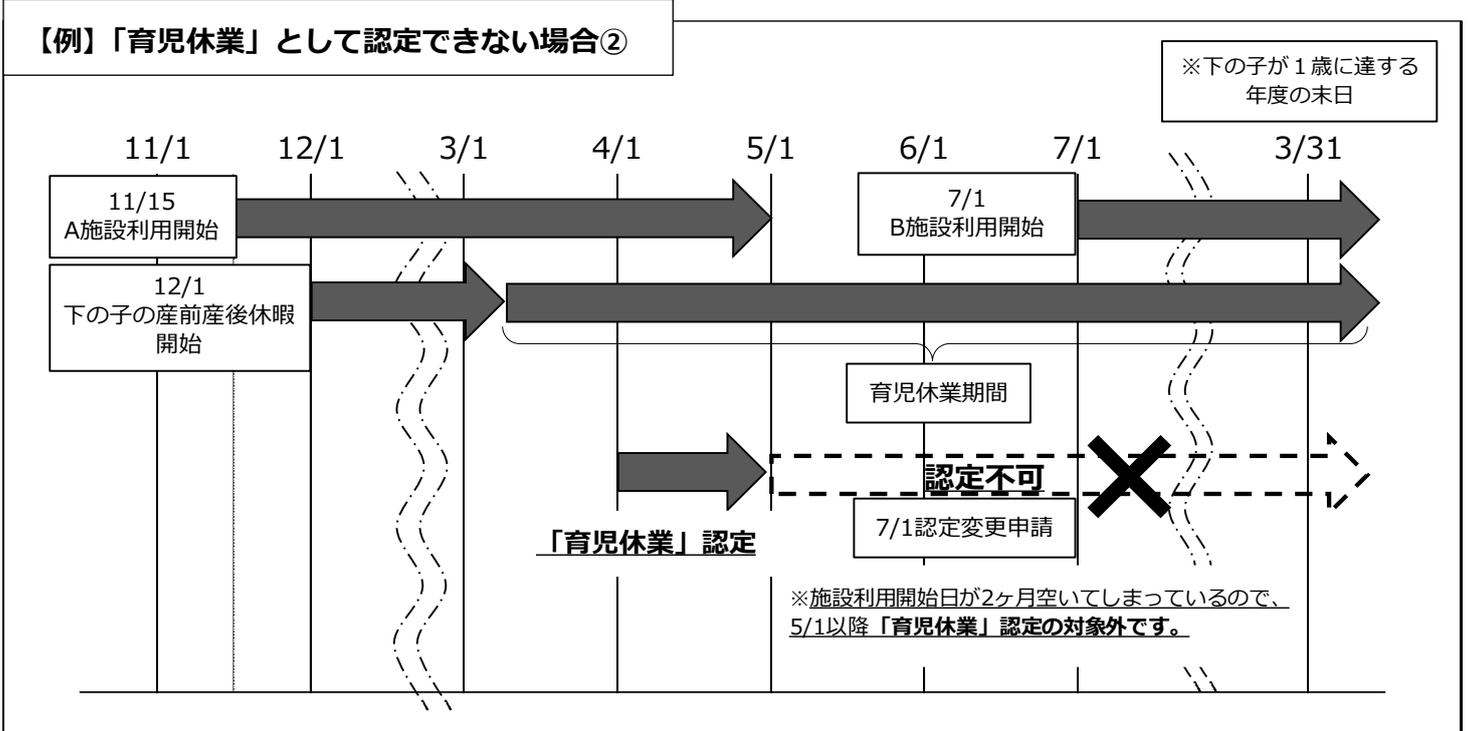
※産前産後休暇開始日は、出産日の2カ月前の月の初日とみなします。



【例】「育児休業」として認定できない場合①



【例】「育児休業」として認定できない場合②



6 認定後に変更が生じた場合の手続きについて

変更内容に応じて「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に必要書類を添付し提出してください。

電子申請をする場合、右の二次元コード（中央区ホームページ ID：17313）の「子育てのための施設等利用給付認定に係る変更届」から行ってください。窓口または郵送による提出も受け付けています（P2参照）。



電子申請は
こちら

記入方法および添付する必要書類の例は以下をご確認ください。

「保育を必要とする事由」が変更になった場合

認定の有効期間内に「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および変更後の「保育を必要とする事由」が確認できる書類（P6参照）を提出してください。

なお、認定期間終了後に認定を希望する場合は、再度の認定申請が必要になります。

例1 「求職活動」認定の方が就労を開始した場合

「求職活動」での認定期間内に「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および「◇就労証明書」（就労開始日以降に発行されたもの）を提出してください。

変更届には変更理由の「就労」にチェックをし、就労開始日と就労先を記入してください。

例2 「就労」認定中に妊娠がわかった場合

出産予定日の2カ月前の月の初日（例：出産予定日が5月5日の場合は、3月1日）までに「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」ならびに母子健康手帳の表紙および分娩予定日の記載があるページの写しを提出してください。

変更届には変更理由の「妊娠・出産」にチェックをし、生まれてくるお子さんの出産予定日を記入してください。

家族の状況に変更があった場合

速やかに「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」を提出してください。

例1 新たにお子さんが生まれた場合

出産後、速やかに「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」を提出してください。

変更届には変更事項の「家族構成」と変更理由の「妊娠・出産」にチェックをし、出産されたお子さんの生年月日を記入してください。

なお、出生児の育児休業を取得される方で「保育を必要とする事由」を「育児休業」として認定を希望する場合は「育児休業中の場合の認定申請について（P11）」をご確認ください。

例2 利用施設を変更した場合

新たな施設の利用開始後、速やかに「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」を提出してください。

変更届には変更事項の「利用施設」にチェックをし、利用開始日、施設名、施設所在地を記入してください。

例3 中央区内で転居をした場合

転居後、速やかに「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」を提出してください。変更届には変更事項の「住所」にチェックをし、変更後欄に新住所、変更前欄に前住所を記入してください。

※中央区外へ転出した場合については「9 Q&A集」のQ13（P19）をご参照ください。

7 認定の継続手続き（家庭状況届）について

2号または3号認定を受けている方は、継続して認定を受けるため、年に一度、家庭状況届の提出が必要です。提出の際には、保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類（P6参照）を添付する必要があります。

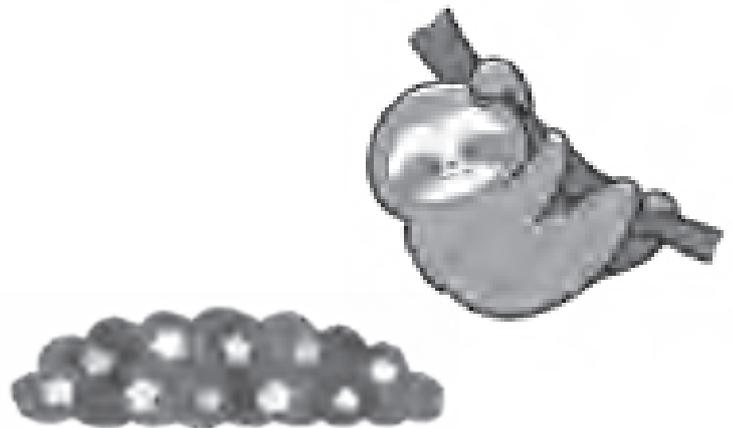
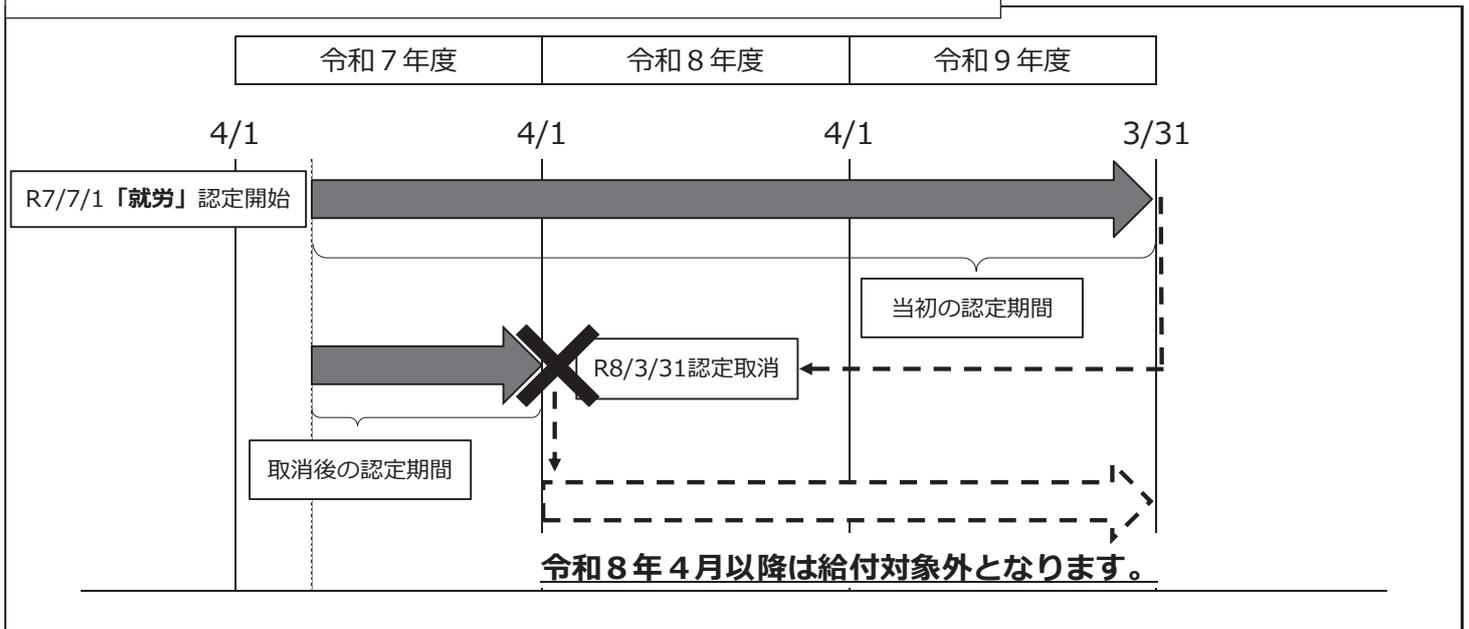
家庭状況届の提出が必要な方には、例年5～6月頃、区から書式および詳細なご案内を郵送しています。ご案内が届いた方は、必ず提出期限までにすべての必要書類を提出してください。

提出期限までに家庭状況届の提出がなく「保育を必要とする事由」が確認できない場合は、法令に基づき、認定を取り消します。認定取消となった場合、認定取消日の翌日以降の利用分については給付対象外となります。

認定取消後も給付を希望する場合は、再度の認定申請が必要です。ただし、申請をいただいた場合でも、認定取消日から再度の認定申請日までの間をさかのぼって認定することはできませんのでご注意ください。

- ◎令和8年4月1日から令和9年3月31日までに認定を受けた方については、令和8年度の家庭状況届の提出は不要です（令和9年度から家庭状況届の提出が必要となります。）。
- ◎1号認定を受けた方は、「保育を必要とする事由」の確認が不要なため、家庭状況届の提出は不要です。
- ◎東京都認証保育所を利用中で、2号または3号認定を受けている方については、認証保育所保育料補助の審査の際に保育の必要性を確認することから、家庭状況届の提出は不要です。

【例】提出期限までに令和8年度の家庭状況届の提出がなかった場合



8 給付（請求）の手続きについて

給付（請求）手続きは年度に1回必ず行ってください。また、認定を受ける以前の分（有効な認定期間外の分）についての給付はできません。認定開始日のさかのぼりはできないため、必ず施設利用開始前に認定申請の手続きを行ってください。

対象施設	対象世帯	無償となる利用料の上限額（※1）		
		利用料	預かり保育	
認可外保育施設等 （認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）	0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯	月額 42,000円		
	3歳児クラスから5歳児クラスまでの全世帯	月額 37,000円		
新制度移行幼稚園 および 認定こども園（短時間・幼稚園部分）	区立幼稚園 区立幼稚園以外	全額	・満3歳になった最初の4月1日から小学校入学前までの子ども 月額上限 450円×利用日数（月額最大 11,300円）	
				新制度未移行幼稚園
満3歳から5歳児クラスまでの全世帯	月額 25,700円			
	月額 8,700円			
			月額 400円	
東京都認証保育所		中央区認証保育所保育料補助内での給付となります。 給付内容などの詳細は、「認証保育所保育料補助金のおしらせ」冊子や区のホームページの「認証保育所保育料の補助」のページをご確認ください。		

過年度分の請求について

未請求の分は認定期間内であれば、施設等を利用した日の翌月1日を起算日として2年間請求することができます。さかのぼって過年度分を請求する場合は、下記 URL より別途請求してください。（※2）

【認可外保育施設等】

<https://logoform.jp/form/CxKB/1359977>



【区立幼稚園】

<https://logoform.jp/form/CxKB/1387208>



【幼稚園等 ※区立幼稚園は除く】

<https://logoform.jp/form/CxKB/1370769>



請求内容の変更について

請求した内容に変更が生じた場合は、速やかに下記 URL より内容変更の申請をしてください。（※2）

<https://logoform.jp/form/CxKB/1359276>



変更申請が必要な例

住所の変更、氏名の変更、利用施設の変更・追加、振込口座の変更

幼稚園・認定こども園の請求について

2号または3号認定の方は、利用している施設が預かり保育を実施していない場合または「預かり保育の実施時間数等が十分な水準でない場合（P3参照）」に限り、認可外保育施設等の利用料も給付の対象になります。該当するかは利用施設へご確認ください。

なお、私立園につきましては、有効な認定期間に限り私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金も受けられる場合があります。詳細は上記ホームページ（【幼稚園等向け】）よりご確認ください。

請求方法	問合せ先（・提出先）	請求期間
年度に1回、 原則電子申請 により請求してください。 （※2・3） 詳細は下記区ホームページをご確認のうえ、LoGoフォームより申請してください。  【認可外保育施設等向け】 ページID：4814	104-8404 中央区築地1-1-1 中央区福祉保健部保育課 保育給付係 03（3546）5422	令和8年4月7日(火)から 令和9年3月10日(水)まで ◎郵送の場合は、必着です
年度に1回、 原則電子申請 により請求してください。 （※2・3） 詳細は下記区ホームページをご確認のうえ、LoGoフォームより申請してください。  【幼稚園等向け】 ページID：4813	104-8404 中央区築地1-1-1 中央区教育委員会事務局学務課 幼児教育支援係 03（6278）8163	
	104-8404 中央区築地1-1-1 中央区福祉保健部保育課 保育給付係 03（3546）5422	
給付（請求）に関する詳細は、「認証保育所保育料補助金のおしらせ」冊子や区のホームページの「認証保育所保育料の補助」のページをご確認ください。 「認証保育所保育料補助金のおしらせ」冊子については、区内認証保育所の場合は保育所を通して、区外認証保育所の場合は郵送でお渡しします。		 区ホームページ ページID：4790

- (※1) 給付上限額は令和8年1月現在の金額です。今後制度の改定により上限額に変更が生じる場合があります。詳しくは、区ホームページをご確認ください。
- (※2) 電子申請を行う環境が整っていない等、電子申請による請求が困難な場合は各問合せ先へご連絡ください。紙の請求書で請求を行う場合は、郵送または各問合せ先窓口へのご持参によりご提出ください。
- ◎ 郵送の場合は提出期限必着です。また、郵便事故などによる書類の紛失を防ぐため、特定記録郵便などをご利用ください。なお、郵便事故に関しての責任は負いかねます。
 - ◎ 窓口の受付時間は午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日・年末年始を除く。）です。
- (※3) 利用料の納入状況は区から施設へ直接照会するため、領収証等をご提出いただく必要はありません。電子申請フォームのマイページ登録後すぐに手続きができますので、締め切りに余裕を持ってご請求ください。

支給予定日について

請求時期により、各給付対象月ごとの支給予定日が異なります。（下表参照）

請求時期	給付対象月		
	4月～7月分	8月～11月分	12月～3月分
令和8年4月7日～7月10日	令和8年9月中旬	令和9年1月中旬	令和9年5月中旬
令和8年7月11日～11月10日	令和9年1月中旬		令和9年5月中旬
令和8年11月11日～令和9年3月10日	令和9年5月中旬		

9 Q&A集

問い合わせの多い内容をQ & A形式でまとめています。

Q 1. 利用している（予定の）施設が無償化の対象施設であるか分かりません。どのように確認できますか。

A 1. 当該施設が区市町村の「確認」を受けており、無償化の対象施設の条件に当てはまるかどうかについては施設の所在する区市町村のホームページなどで確認することができます。給付の対象となるのは、区市町村の「確認」日以降に利用した分のみです。なお、同じ「無償化の確認を受けている施設」の中でも、利用しているコースによって無償化の対象ではない場合があります。

Q 2. 認可保育所や認定こども園（長時間・保育所部分）、企業主導型保育事業の利用に加えて認可外保育施設等を利用した場合、認可外保育施設等の利用料分の給付は受けられますか。

A 2. 認可保育所、認定こども園（長時間・保育所部分）及び地域型保育事業を利用している方が更に認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等の利用料については給付の対象とはなりません。

また、企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用した場合については、認可保育所の利用者と同様に、当該認可外保育施設等の利用料は給付の対象となりません。

Q 3. 認定は受けていませんが、給付を受けられますか。

A 3. 給付を受けるためには、まず施設等利用給付の「認定」を受ける必要があります。給付を受けることができるのは認定後、認定の有効期間中の利用日分のみです。原則、認定開始日を申請日より以前にさかのぼることはできませんので、必ず施設利用開始前に余裕をもって認定申請の手続きを行ってください。

Q 4. 認可保育所の入所申し込みをしており「子どものための教育・保育給付認定」をすでに受けています。今後、認可外保育施設に通う予定があります。「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要はありますか。

A 4. 「子育てのための施設等利用給付認定」は「子どものための教育・保育給付認定」とは異なる制度です。認可外保育施設や預かり保育などを利用する場合は、施設等利用給付認定の申請を行ってください。対象となる施設については「3 世帯の状況や利用施設・事業ごとの必要となる認定区分などについて（P3）」をご確認ください。

Q 5. 既に「子育てのための施設等利用給付認定」を受けています。

認可保育所に入所することとなった場合、認定はどうなりますか。

A 5. 認可保育所・認定こども園（長時間・保育所部分）・地域型保育事業に入所（利用開始）した場合、入所（利用開始）月の前月末日をもって認定終了となります。また1号認定を受けている場合、認定こども園（短時間・幼稚園部分）・新制度移行幼稚園に入所した場合も同様に認定終了となります。

Q 6. 施設利用開始後に認定申請をした場合、施設利用開始日からの認定になりますか。

A 6. 認定開始日は、最短でも認定申請日以降となります。原則、認定開始日のさかのぼりはできません。そのため、施設利用開始後に認定があった場合には、認定開始日＝施設利用開始日とはなりませんのでご注意ください。

Q 7. 施設利用日までに書類が用意できない場合でも認定申請はできますか。

A 7. 申請を受け付けることは可能です。ただし、申請日から2週間以内に必ず不足書類を提出してください。提出がない場合、申請は無効となり、再度の申請が必要となります。

Q 8. 発行日が古い書類でも申請はできますか。書類の有効期限はありますか。

A 8. 「◇就労証明書」などの申請に必要な書類については、認定希望日から6か月以内に発行されたものが有効です。例えば、令和8年4月1日からの認定を希望する場合は、令和7年10月1日以降に発行された書類を提出してください。

Q 9. 海外勤務のため、日本語による「◇就労証明書」の作成ができません。どうすればよいですか。

A 9. 「◇就労証明書」の内容を網羅している場合に限り、外国語で書かれた就労先の様式による申請を受け付けます。この場合、必ず保護者が「◇就労証明書」で和訳を作成し、添付してください。

Q 10. 住民税非課税世帯に該当するかについて、どのように確認できますか。

A 10. 住民税非課税世帯への該当の有無については、認定希望月により問い合わせ先が異なります。令和8年度4～8月認定希望の場合は令和7年1月1日現在、令和8年度9～3月認定希望の場合は令和8年1月1日現在、住民登録のある自治体の住民税課税担当部署にお問い合わせください。

なお、海外にいたなどの理由で住民税が課税されていない方は「◇年間収入申告書」に会社発行の給与支給証明書などを添付して提出してください。収入から課税額を算出し、住民税非課税世帯に該当するか審査を行います。

Q 11. 認定を受けていましたが認定の有効期間が終了しました。再度、認定を受けるにはどうすればよいですか。

A 11. 認定申請に必要な書類をご準備の上、改めて認定申請書などを提出してください。有効期間終了後は「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」による変更認定申請を行うことはできません。この場合、次の認定開始日は最短でも再度の申請があった日からとなります。当初の認定の有効期間終了日から再度の認定申請日までの間をさかのぼって認定することはできません。

Q 12. 一度認定を受けたら「子育てのための施設等利用給付認定通知書」の有効期間終了まで手続きなく給付を受けられることができますか。

A 12. 2号または3号認定を受けた方は、法令の定めにより、年に一度「**保育を必要とする事由**」の状況を確認するため、「家庭状況届」の提出が必要です（対象者宛てに通知を送付します。）。提出期限までに提出がない場合、認定取消の対象となり、取消後の利用分については、給付を受けることができませんのでご注意ください。「家庭状況届」については「7 認定の継続手続き（家庭状況届）について（P14）」をご確認ください。

なお、1号認定を受けた方は、保育の必要性の確認が不要なため「家庭状況届」の対象となりません。



Q13. 中央区から転出します。いつまで中央区での認定が受けられますか。転出後に必要な手続きはありますか。

A13. 認定は原則、住民登録のある自治体が行います。そのため、転出した場合は転出日の前日までが中央区での認定期間となります。転出日以降の施設利用分については中央区で給付することができません。

転出後も引き続き給付を希望する場合は転出先の自治体での認定が必要です。転出先の自治体で速やかに認定申請を行ってください。転出先での「認定」申請や「給付（請求）」に係る必要書類などについては、転出先の自治体にお問い合わせください。

Q14. 中央区に転入します。転入前の自治体でも認定を受けていましたが、必要な手続きはありますか。

A14. 中央区でも引き続き給付を希望する場合は、転入前の自治体での認定が終了するため、改めて本区においても認定申請が必要です。原則、申請した日から認定を開始しますが、転入日から2週間以内に認定申請の手続きをした場合に限って、転入に伴う認定期間の空白が生じないよう認定期間の調整を転入前後の自治体間で行います。書類の不備や提出遅延のないよう「施設等利用給付のごあんない」をよくお読みになり、申請してください。

中央区での認定期間については、認定後に送付する「子育てのための施設等利用給付認定通知書」の有効期間をご確認ください。転入日から2週間以上申請が遅れた場合は申請日からの認定となりますので、ご注意ください。

Q15. 利用している施設を変更しました。どのような手続きが必要ですか。

A15. 「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に利用施設名・所在地・利用開始日を記入の上、提出してください。または、電子申請により変更の手続きをしてください。

また、請求手続きがお済みの場合は、「◇施設等利用給付請求内容変更届」も提出してください。

Q16. 「保育を必要とする事由」が「就労」として認定されていますが、転職をする予定です。必要な手続きはありますか。

A16. 転職後、速やかに「◇子育てのための施設等利用給付認定 変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および新しい就労先が発行した「◇就労証明書」を提出してください。変更届には以前の就労先の退職日と、新しい就労先での就労開始日および就労先名を記入してください。転職の際、就労をしない期間が生じる場合はQ18を併せてご確認ください。

Q17. 現在の仕事を辞め、間を空けて再就労しようと思います。認定を維持することはできますか？

A17. 「求職活動」など「就労」以外の認定事由に該当する場合は、変更手続きを行うことで認定を維持することができる場合があります。利用する施設が新制度未移行幼稚園の場合は、1号認定に切り替える方法もあります。ただし、1号認定は、新制度未移行幼稚園以外の施設を利用している場合、給付の対象となりませんのでご注意ください。認定期間の詳細については「5 認定の有効期間について（P9）」をご確認ください。

Q18. 「子育てのための施設等利用給付認定通知書」が届きました。この後に必要な手続きはありますか。

A18. 給付を受けるためには、毎年度1回、原則電子申請により請求の手続きをしていただく必要があります。利用している施設・事業によって電子申請のフォームが異なりますので「8 給付（請求）の手続きについて（P15-16）」をご確認ください。

Q19. 4月から認定を取得し、認可外保育施設を4月から利用開始しました。まだ4月ですが請求手続きをしてもよいですか。

A19. 請求期間内であれば請求可能です。利用料の納入状況は区から施設へ直接照会するため、領収証等をご提出いただく必要はありません。電子申請フォーム（LoGo フォーム）のマイページ登録後すぐに手続きができますので、締め切りに余裕を持ってご請求ください。

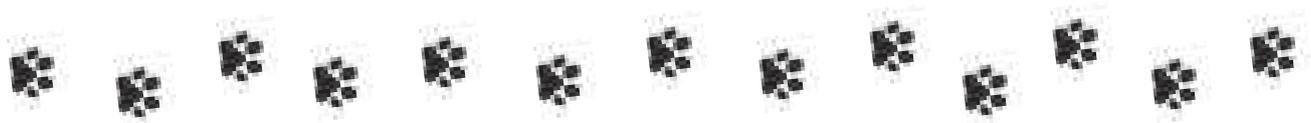
Q20. 請求期間内に請求手続きをし忘れてしまいました。給付は受けられませんか。

A20. 施設等利用給付は、認定期間内であれば2年間分はさかのぼって請求することができます。施設等を利用した日の翌月1日を起算日として2年が経過した後は給付を受けることができませんのでご注意ください。

Q21. 前年度分の請求をし忘れてしまいました。今年度分とまとめて請求することはできますか。

A21. まとめての請求はできません。電子申請のフォームは、今年度分と前年・前々年度分に分かれていますので、それぞれのフォームから請求手続きを行っていただく必要があります。





問 い 合 わ せ 先

- 「施設等利用給付の認定」について
⇒保育課保育入園係
電話:03-3546-5227・5387・9587
- 「施設等利用給付の給付(請求)」について
⇒保育課保育給付係
電話:03-3546-5422

午前8時30分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く。）
〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号（区役所本庁舎6階）

